



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 トピー工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤井 康雄  
(コード：7231 東・名証第 1 部)  
問合せ先 執行役員総務部長 山口 政幸  
(TEL. 03-3493-0777)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 121 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- 1) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた社外取締役等の増員を目的として、取締役の員数の上限を増加するものであります。
- 2) 業務執行取締役等でない取締役及び監査役を確保し、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設、変更するものであります。なお、変更案第 27 条（取締役の責任免除）第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線一は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会  (員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。  (取締役の責任免除) 第27条 (省略) (新設)	第 4 章 取締役および取締役会  (員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。  (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第36条 (省略)	第36条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上